

独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律案要綱

第一 機構の解散

独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）は、この法律の施行の時に解散するものとし、その資産及び債務は国が承継するものとする。（第一条関係）

第二 独立行政法人通則法の特例

業務実績評価等について原子力規制委員会が従前の例により行うもの等とすること。（第二条関係）

第三 解散の登記等

第一により機構が解散した場合における解散の登記その他機構の解散に関し必要な事項については、政令で定めること。（第三条、第四条関係）

第四 機構法の廃止

独立行政法人原子力安全基盤機構法（平成十四年法律第百七十九号）は、廃止するものとする。

（附則第二条関係）

第五 原子力規制委員会職員の採用

原子力規制委員会委員長が、機構の職員を原子力規制委員会職員として採用するために必要な手続を

設けること。併せて、機構を退職した者であつて年齢六十年以上のものを、原子力規制委員会職員として採用することができるものとする。

（附則第三条、第四条関係）

第六 原子力規制委員会職員となつた者に関する経過措置

- 一 第五により採用された原子力規制委員会職員となつた者であつて、人事院規則で定める者については、人事院規則で定めるところにより、人事院規則で定める期間、特別の手当を支給するものとする。

（附則第五条関係）

- 二 原子力規制委員会職員となつた者の退職手当の算定は、機構の職員としての在職期間を、国の職員としての在職期間として通算するものとする。

（附則第六条関係）

- 三 原子力規制委員会職員となつた者の厚生年金保険等から国家公務員共済組合への移行に当たり必要な特例を設けること。

（附則第七条、第八関係）

第七 機構法の廃止に伴う経過措置等

- 一 機構の役員又は職員であつた者に係る秘密保持義務は、施行後もなお従前の例によるものとする。

（附則第九条関係）

- 二 この法律の施行の際現に旧機構法附則第四条第三項に該当する者については、同項の規定は、なお従

前の例によるものとする。

（附則第十条関係）

- 三 施行日前にした行為及び一によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものとする。

（附則第十一条関係）

第八 政令等への委任

この法律の施行に関し必要な事項は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定めることとする。

（附則第十二条関係）

第九 原子炉等規制法に関する改正

- 一 機構が行うとされていた検査等の事務の規定を削除すること。

（附則第十三条関係）

- 二 施行日前に一による改正前に機構がした検査等の行為は、一による改正後の相当規定に基づいて、原子力規制委員会又は国土交通大臣がした検査等の行為とみなすこととする。

（附則第十四条関係）

- 三 施行日が原子力規制委員会設置法附則第一条第六号に掲げる規定の施行日以後である場合の所要の調整規定を設けることとする。

（附則第二十三条関係）

第十 独立行政法人通則法に関する改正

- 一 原子力規制委員会の独立行政法人評価委員会に係る規定を削除すること。

（附則第十五条関係）

二 施行日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日までの間、原子力規制委員会に旧独立行政法人原子力安全基盤機構評価委員会を置くこととする。こと。 (附則第十六条関係)

三 原子力規制委員会の独立行政法人評価委員会に意見を聴くものとする関係法律の規定を削除すること。 (附則第十七条、第十八条関係)

第十一 特別会計に関する法律の改正

機構に対する交付金に係る規定を削除すること。

(附則第十九条関係)

第十二 被用者年金一元化法の改正

被用者年金一元化法に所要の改正規定を加え、及び所要の調整規定を置くこととする。

(附則第二十条、第二十二条関係)

第十三 原子力規制委員会設置法に関する改正

第九及び第十の改正に伴う所要の改正をすること。

(附則第二十一条関係)

第十四 施行期日

この法律の施行期日を公布の日から六月を超えない範囲内において政令で定める日とすること。ただし、第五、第八及び第十二については公布日とすること。 (附則第一条関係)